

令和8年熊本地震で被災された市民の皆さまへ主な支援制度をご紹介します

住宅再建に向けた電話相談窓口

被災した住宅が対象 ※空き家は対象外
1 住宅の復旧、改修などに関する無料電話相談
☎050-8882-5924 (通話料がかかります)
実施期間 10月30日(金)まで(平日)
受付時間 9:00～12:00、13:00～16:00

2 現地での対面相談
住宅の被害状況などに応じ、建築士などを被災住宅の現地に派遣して、復旧・改修などのアドバイスをを行います。希望される人は、「1」の無料電話相談窓口へ連絡ください。
相談時間 1件あたり30～60分程度
実施期間 10月30日(金)まで

問合せ 熊本県住宅リフォーム推進協議会 ☎050-8882-5924 (通話料がかかります)

災害ごみ

災害ごみの受入れ

受入場所・期間

八代市水処理センター西側(新港町3丁目1番地)	12月末まで	※受入休止日:毎週木曜日
八代市鏡支所(鏡町内田453番地1)	12月末まで	※受入休止日:毎週水曜日、土曜日
八代市北新地グラウンド(鏡町北新地1205番地)	12月末まで	※受入休止日:毎週月曜日

受入時間

9:00～11:30 13:00～16:00

受入品目

ガラス・陶磁器くず	コンクリートがら
瓦	木くず
廃プラスチック	家具類(※1)
たたみ	布団類
小型家電	家電リサイクル4品目(※2)
金属くず	石膏ボード
スレート	サイディング

(※1) タンスなどの中は空にしてください。
(※2) 4品目はエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機。冷蔵庫などの中は空にしてください。

注意事項

- 必ず分別してお持ち込みください。
 - 今回の地震に関係しないごみ(便乗ごみや生ごみ)や産業廃棄物は固くお断りします。
 - 身分証(免許証・マイナンバーなど)を提示ください。
 - 搬入を依頼される場合は、委任状(任意様式)を準備ください。
- ※委任状には次の内容を記入してください。(搬入する台数分必要です。原本のコピーでも可)
- 災害ごみ発生の世帯住所
 - 処理を委任した人の氏名
 - 仮置場にきた人の住所・氏名

問合せ 循環社会推進課 ☎34-1997

本内容は、9月9日時点のもので、今後変更となる場合があります。
最新の情報は被災者応援ガイドブックを確認ください。



相談窓口



八代市被災者支援ワンストップセンター
令和8年熊本地震



被災状況などに応じて利用可能な支援制度を検索できる「八代市被災者支援ワンストップセンター」を開設しました。
検索条件に合わせて支援制度の概要と関連するホームページリンクを表示します。

水道の宅内配管工事コールセンター

宅地内の漏水などにより水道管の修繕が必要な人に、工事業者を紹介します。

※井戸は対象外

☎0120-275-557 (フリーダイヤル)
9:00～17:00 (土日祝も受付)
設置期間 12月28日(月)まで(予定)

被災井戸支援窓口

熊本地震で被災した井戸について原因調査、井戸などの修理(掘り直し等)の支援を行います。

【原因調査】

- 井戸内に空気を吹き込み堆積した砂を除去し、井戸内の不具合を調査します。
- 舗装されて井戸が確認できないなど、調査が実施できない場合があります。
- 井戸所有者の調査費用の負担はありません。

【井戸などの修理(掘り直し等)の支援】

- 井戸などの修理について1世帯あたり最大で75万7千円の支援があります。
- ※既に修理費用を支払い済の場合は、支援対象になりません。

〈井戸復旧等支援事業申請受付窓口〉

場所: 市役所本庁舎1階 会議室A
時間: 平日・日曜
9:00～12:00/13:30～16:30

問合せ 【原因調査】☎33-8773
【井戸などの修理(掘り直し等)の支援】☎65-7722
受付時間 8:30～17:15

災害相談窓口

外国語(22言語)での相談も可能です。

場所 市役所本庁舎1階会議室D
受付時間 平日 9:00～17:00
問合せ 災害相談窓口 ☎33-4452

障がいのある人へ (令和8年熊本地震被災地障害者センター)

災害でお困りの障がいのある人やその家族は、ご連絡ください。

問合せ 妙見町2377-3(とら太の会内)
☎070-5475-1100
9:00～17:00(平日)
hisai2026sos@gmail.com

ペットの相談窓口

「避難所でのペットの飼育のことで困っている」など、ペットについてお困りの人は気軽に相談ください。

問合せ 熊本県動物愛護センター「アニマルフレンズ熊本」
☎0964-27-8115
9:00～16:00まで(平日)
dobutsuaise@pref.kumamoto.lg.jp

住民票などの交付手数料の免除

対象となる手続き

- (1) 印鑑登録証（証明書交付カード）の再交付
- (2) 印鑑登録証明書の交付
- (3) 住民票の写しの交付

手続き方法

窓口で次の書類を提示してください。

- (1) り災証明書または被災証明書
- (2) 本人確認ができるもの
- (3) 地震災害に関連する手続きとして、必要なことが確認できる書類

※(3)の書類は、対象となる手続きの(2)と(3)の場合のみ

注意事項

- ・コンビニ交付サービスでは、交付手数料は免除されません。

問合せ 市民課 ☎33-4110

マイナンバーカードの再交付手数料の免除

申請場所

市民課、各支所地域振興課、日奈久出張所

手続き方法

- 次の書類を提示してください。
- (1) り災証明書又は被災証明書
 - (2) 本人確認書類

問合せ 市民課 ☎33-4110

経済・生活面の支援

医療保険の窓口負担、介護保険・障害福祉サービス・障害児通所支援利用料の免除

対象となる人

- 次のいずれかに該当する人
- (1) 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした人
 - ※り災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。
 - (2) 主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った人
 - (3) 主たる生計維持者の行方が不明である人
 - (4) 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した人
 - (5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人

※免除できるのは、利用料のみです。入院・入所時の食費、居住費などの自己負担分については、支払いが必要となります。

適用期間

- 令和8年11月利用分まで
- ※該当する人は、医療機関や介護・障害福祉サービス・障害児通所支援事業所などの窓口でその旨を申告ください。
- ※この度の地震により補装具や日常生活用具の購入や修理が必要になった人は問合せください。

問合せ <国民健康保険>
国保ねんきん課 ☎33-4113
<後期高齢者医療>
国保ねんきん課 ☎33-4490
<介護保険>
介護保険課 ☎33-4145
<障害福祉サービス>
障がい者支援課 ☎33-5110

保険証などがなくても、介護サービスの利用や医療機関等の受診ができます

介護サービス事業所や医療機関などで、氏名、生年月日、連絡先、住所などを申し立てることにより、利用・受診できます。

また、公費負担医療について、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できます。

問合せ <介護サービス利用>
介護保険課 ☎33-4145
<医療機関受診>
国保ねんきん課 ☎33-4113

税金・保険料などの減免措置

国民年金保険料の免除

住宅、家財、その他の財産のうち、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けた場合、本人からの申請に基づき、国民年金保険料が免除されます。

問合せ 国保ねんきん課 ☎33-4105
八代年金事務所 ☎35-6123

市県民税・固定資産税の減免

家屋の被害が一定の基準を満たす場合は、市県民税の一部が減免されます。申請受付に向け準備中です。もうしばらくお待ちください。市ホームページなどでお知らせします。

問合せ 市民税課 ☎33-4107
資産税課 ☎33-4108

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免

基準

- (1) 居住する住宅に損害を受けた世帯（申請不要）
- | 損害の程度 | 減額または免除の割合 |
|----------------|------------|
| 全壊 | 全部 |
| 半壊、中規模半壊、大規模半壊 | 2分の1 |
- (2) 主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病等（1ヵ月以上の治療を有すると認められるもの）を負った世帯
 - (3) 主たる生計維持者などの行方が不明となった世帯
 - (4) 主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入の減少が見込まれる世帯
- ※(2)～(4)の減免額等について詳しくは市HPで確認ください。
- ※後期高齢者医療保険料・介護保険料については世帯を被保険者に読み替えてください。

対象となる期間 令和8年7月分～令和9年3月分
申請

- (1) に該当する世帯は、申請は不要です。り災証明書の損害の程度に基づき減免します。基準(2)～(4)のいずれかに該当する世帯は、減免の申請が必要です。
- ※複数の基準に該当する場合、(1)～(4)の減免額が大きいものをいずれか一つ適用します。

受付期間

令和9年3月31日（水）まで

受付場所

国保ねんきん課、介護保険課、各支所地域振興課



問合せ 国保ねんきん課 ☎33-4113
介護保険課 ☎32-1175

公的書類の発行等

り災・被災証明書の発行

オンライン申請



(申請フォーム) (ホームページ記事)

窓口申請

- 受付時間：開庁日を除く
9:00～16:00
- 開設窓口：本庁1階多目的ホール、各支所、日奈久出張所

注意事項

代理人による申請は、窓口申請、オンライン申請ともに可能ですが、免許証などにより、代理人の本人確認を行います。（委任状は不要）

問合せ 市民税課 ☎33-4107

<熊本県行政書士会による「り災証明書」無料申請支援があります>

対象者

- (1) 避難所に避難しており交通手段がない人
- (2) 高齢などの理由で一人で役所へ出向くことが難しい人
- (3) 病気やけがなどで役所へ出向くことができない人
- (4) 家族による代理申請が難しい人
- (5) オンライン申請や必要書類・写真などの準備に不安がある人
- (6) その他、申請手続きにお困りの人

支援内容

- ・オンライン申請のサポート
- ・(必要に応じて) 書類作成から提出までの代理申請

相談受付時間

9:30～16:30（土・日・祝日も受付）

問合せ 熊本県行政書士会 ☎096-237-7373

生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付

令和8年熊本地震により被災された世帯に対して、生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付を行います。

＜貸付限度額＞

1世帯につき1回限り。原則として10万円以内。ただし、以下の場合、20万円以内。

- ①世帯員の中に被災による死亡者がいる場合
- ②世帯員に要介護者がいる場合
- ③4人以上の世帯である場合
- ④世帯員に被災による重傷者や妊産婦、小学校修了までの子どもがいる世帯

＜据置期間＞ 貸付けの日から1年以内

＜償還期限＞ 据置期間終了後2年以内

＜貸付利子＞ 無利子

＜借入申込に必要なもの＞

- ・本人確認書類
- ・申込者の預金通帳またはキャッシュカードなど預金口座がわかるもの

＜貸付金の交付方法＞

- ・借入申込者が指定する金融機関に送金します。

＜相談・申込み受付＞

時間：午前10時～午後4時まで
（土日、祝日除く）

八代市社会福祉協議会

本所（本町1-9-14）

※現在避難されている所在地の市町村社会福祉協議会でも申し込みできます。

問合せ 八代市社会福祉協議会 ☎37-6001

公衆浴場の無料入浴支援

制度の内容

避難所で生活されている人や、自宅の入浴設備が被災するなどして入浴ができない人に限り、協力公衆浴場を無料で利用することができます。

- ・公衆浴場の受付で、本人確認書類を提示（今後変更となる場合があります）のうえ、受付票に住所、氏名、年齢を記載していただきます。
- ・石けん、タオルなどの入浴に必要なものを持参ください。

【実施施設（協力施設）】 9月9日現在

日奈久温泉センター ばんぺい湯 （日奈久中町316）	営業時間：15：00～20：00 ※湯量不足により時間前に 終了する場合あり 休館日：毎月第3火曜日 入浴時間：1人20分まで	さかもと温泉センター クレオン （坂本町川嶽1091）	営業時間：10：00～20：00 （受付は19：30まで） 休館日：毎週木曜日
坂本憩いの家 元湯 （坂本町鶴喰893）	営業時間：12：00～20：00 （受付は19：30まで） 休館日：毎週火曜日	八代温泉 さくらの湯 （川田町西505）	営業時間：10：00～20：00 休館日：なし ※10月にメンテナンスのため、 定休日あり（日程未定）
東陽交流センター せせらぎ （東陽町南1051-1）	営業時間：10：00～20：00 （受付は19：30まで） 休館日：毎週水曜日	市外の実施施設 （協力施設）	熊本県ホームページ をご確認ください→ 

※自家用車など移動手段をお持ちでない人を対象とした、無料送迎バスによる入浴支援を実施しています。詳しくは、避難所に掲示しているポスターを確認ください。（地域政策課 ☎33-4168）

注意事項

利用できる協力公衆浴場や利用条件は、変更される場合がありますので、協力公衆浴場に行かれる前に、必ず市ホームページを確認してご利用ください。

問合せ 健康福祉政策課 ☎33-4003

市ホームページ→



災害援護資金の貸付

世帯主が負傷または住民や家財に大きな損害を受けた世帯に対し、生活の立て直しをするための資金の貸付を行います。

＜1世帯あたりの貸付限度額＞

損害の程度に応じて150～350万円

＜貸付条件＞

条 件	内 容
利率	年1％ ※据置期間中は無利子 ※保証人を立てる場合は無利子
据置期間	3年（特別な事情がある場合は5年）
償還期限	10年（据置期間含む）
償還方法	年賦・半年賦・月賦

＜申込期限＞ 11月2日（月）

対象者や申請方法など、詳しくは問合せください。

問合せ 健康福祉政策課 ☎33-4003

被災者生活再建支援金

支給対象世帯

全壊世帯、大規模半壊世帯、中規模半壊世帯、半壊または敷地被害により解体する世帯、長期避難世帯

申請期間

基礎支援金 令和9年8月27日まで

加算支援金 令和11年8月27日まで

※被災時に現に居住していた住宅が被災した場合に、支援の対象となります。

※制度の詳しい内容は、窓口または市ホームページで確認ください。

問合せ 生活援護課 ☎33-8722

災害弔慰金・災害障がい見舞金・災害見舞金（重傷者）について

災害弔慰金

令和8年熊本地震により亡くなられた人のご遺族に支給します。

- ・生計維持者の死亡：500万円
- ・その他の人の死亡：250万円

災害障がい見舞金

令和8年熊本地震による負傷・疾病により、一定の重度の障害が残った人に支給します。

- ・生計維持者：250万円
- ・その他の人：125万円

※それぞれ法律および市条例に定める支給要件があります。

災害見舞金（重傷者）

- ・地震等による被害または火災等による被害により負傷し、1か月以上の入院治療を要する見込みの人

- ・重傷を負った人が

- ・世帯で1人の場合 3万円
- ・同一世帯内で2人以上の場合 5万円

問合せ 健康福祉政策課 ☎33-4003

住まいの確保

建物の解体・撤去について

被災した建物を解体する2つの方法があります。

公費解体	自費解体（費用償還）
市が解体・撤去を行う	市民が自ら事業者により自費で解体・撤去を依頼し、費用を市が償還（払い戻し）。 ※自費解体については災証明書「半壊」以上が対象です。それ以外の場合は事前にご相談ください。また、早急に解体する必要がある場合は「公費解体」の申請をしてください。 ※被災の程度により費用が償還されないことがあります。 ※解体工事契約が令和8年7月28日～令和9年2月28日（予定）までに締結されたもの

対象となる建物

- 全壊、大規模半壊、中規模半壊または半壊の判定を受けた建物（個人、中小企業者が所有）
※住まい以外の建物（空き家、店舗など）の公費解体については、別途、市が半壊以上か判定を行います。
※倒壊のおそれがある、または壊れた家屋等となり、それ以外の塀、擁壁、樹木等は対象外です。
※建物の一部解体は対象外

申請方法（公費解体・自費解体とも）

【受付期間】

令和8年9月28日（月）～令和9年3月31日（水）

【受付場所】

循環社会推進課（エコイトやつしろ 2階）

【予約受付方法】

Webまたは電話事前予約が必要
Web予約（詳細が決まり次第、市ホームページでお知らせします。）
電話予約（37-7550）

問合せ 循環社会推進課 ☎34-1997

住宅の応急修理

支援金額

- 全壊、大・中規模半壊、半壊 → 最大75万7千円（税込）
- 準半壊 → 最大36万7千円（税込）
- ※一部損壊は対象外です。

受付窓口

市役所本庁舎1階 会議室C
9:00～12:00、13:00～16:00
※土日、祝日は営繕課まで事前に相談ください。

問合せ 営繕課 ☎33-4401

賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）

住宅に甚大な被害を受けた人に、民間賃貸住宅を提供する制度です。

条件 賃貸する物件の家賃が1か月当たり次の額以下であること。

単身の世帯	月額	5万5千円以内
2人の世帯	月額	6万5千円以内
3～4人の世帯	月額	9万5千円以内
5人以上の世帯	月額	13万円以内

入居期間 最長2年間

活用できる人 次のいずれかに該当する人

- 住まいが全壊、または全焼により居住する住宅がない人
- 住まいが半壊（中規模半壊、大規模半壊含む）であっても、やむを得ず解体を行う人
- 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフラインが途絶しているなど、長期に渡り住まいに居住できない人

- 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する人で、半壊以上で修理期間が1カ月を超えることが見込まれる人

注意事項

- 賃貸型応急住宅を探していることを不動産業者に伝え、物件の紹介を受けてください。
- 駐車場代、光熱水費などは入居者の負担となります。
- ＜既に個人で契約して民間賃貸住宅に入居している人へ＞
- 7月28日（災害救助法適用日）以降、既に個人で契約している場合でも、入居者の要件などを満たし、貸主の同意が得られる場合は、県、貸主、入居者で三者契約を締結することで、入居日にさかのぼって対象になります。

問合せ 住宅課 ☎33-4122

災害サポート・レンタカーの貸出

実施期間 12月25日（金）まで ※無料貸出
貸出車両 軽トラック、軽バン（合計3台）
貸出期間 最長3日間（何度でも利用可能）
貸出条件

- 運転免許証の提示（運転者全員分。申込者以外はコピー、写真可）
- 携帯電話の所有（お持ちでない場合は要相談）
- 被災の証明（り災・被災証明（申請）書控、被災状況の分かる写真など）

貸出・鍵受渡し窓口

千丁支所 受付時間：10:00～16:00
※定休日は水曜日、日曜日、祝日

申込方法

完全予約制です。申し込みフォームまたは電話で申し込みください。
専用電話番号：050-5799-4740 申込フォーム
受付時間：10:00～16:00
※定休日は水曜日、日曜日、祝日

問合せ 日本カーシェアリング協会
専用電話番号：050-5799-4740

災害ボランティアの派遣依頼

【ボランティアの支援をお願いしたい人（被災された人）】

支援内容：家屋内の後片づけ、災害廃棄物の分別・搬出・運搬

対応できないもの：空き家、店舗

（店舗兼住宅は要相談）

※危険を伴う依頼などには対応できないことがあります。

派遣の依頼は、電話で申し込みください。

受付時間：9:00～16:00

《二重受付専用電話》

電話番号のかけ間違いにご注意ください

080-5065-9461 080-5065-9219

080-5066-9189 080-5068-9506

【ボランティア活動に参加したい人】

災害ボランティアセンターホームページの活動予約フォームから申し込みください。

《ボランティア専用電話》

080-5065-9144

注意事項

八代市社会福祉協議会 Facebook →

（一社）八代青年会議所による水の配達サービス

【利用できる人】

水が出ないお宅（水が出てても濁りがある、泥水が出る場合は対象になります）で以下に該当する人

- 65歳以上の高齢者のみの世帯
- 車をお持ちでない人
- 身体的な理由により、水を運ぶことが難しい人
- 市内・近所に、ご家族や支援をお願いできる方がいない人
- その他、自身で水を確保・運搬することが難しい人
- ※家族・親族・近所の方などをお願いできる場合は、まず身近な方への協力依頼をお願いいたします。

【提供できる物資】

飲料用の水、生活用水

※水の確保状況等により、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※配送には時間がかかります。当日の配送も難しい場合があります。

問合せ （一社）八代青年会議所
☎0965-32-7063
（10:00～16:00）

事業経営・農林漁業への支援

災害復旧貸付

制度の内容

	国民生活事業	中小企業事業
融資限度額	3千万円(※1)	1億5千万円(別枠)
融資期間 (うち措置期間)	10年以内(※2) (2年以内)	
金利(※3)	—	—

- (※1) 国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乗せされる金額です。
- (※2) 国民生活事業においては、一般貸付を適用した場合の融資期間(うち措置期間)です。中小企業事業の設備資金においては、融資期間15年以内(うち措置期間2年以内)
- (※3) 金利については日本政策金融公庫にご相談ください。

問合せ 日本政策金融公庫 八代支店
☎32-5195

農地災害復旧事業

採択条件

- 1カ所の復旧に係る経費が40万円以上であること。
- 耕作しているまたは休耕であっても復旧後には耕作する農地であること。
※ただし、営農を目的としない農地は対象外です。
- 復旧後に分担金の納入が可能な方であること。

補助内容

国補助：50%※注 申請者負担：50%
※被害の規模などにより国の軽減措置制度の適用を受けた場合は、国補助率が高上げされて申請者の負担が軽減されます。
※被災した条件や規模に応じて、国の補助対象となる限度額があります。

問合せ 農地整備課 ☎33-4118

緊急時短期資金保証制度

対象

令和8年熊本地震の影響を受けた中小・小規模事業者
(限度額)
①普通保証制度 2億8,000万円以内
②小口零細企業保証制度 2,000万円以内
(期間) 6ヵ月以内

問合せ 熊本県信用保証協会 八代支所
☎33-2579

〈保証料率〉

- ①普通保証制度の基準料率は、
年0.45%～年1.90%
- ②小口零細企業保証制度の基準料率は、
年0.50%～年2.20%

〈返済方法〉

一括返済。ただし、保証期限到来後、一括返済できない場合は長期資金にて借換可能
詳しくは、ホームページを確認ください。

雇用調整助成金 (令和8年熊本地震の 災害に伴う特例措置)

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当・賃金等の一部を助成するものです。

問合せ 熊本労働局 職業安定部
職業対策課
助成金センター
☎096-312-0086

金融円滑化特別資金(令和8年熊本地震枠)

震災の被害や売上減少に直面している中小企業者向けの融資制度です。制度内容や対象者については、問い合わせてください。

金融円滑化特別資金(セーフティネット保証対応枠 (令和8年熊本地震分))

セーフティネット保証4号の規定に基づく「特定中小企業者」として市町村の認定を受けた事業者を対象とした融資制度です。詳しくはホームページを確認ください。

小規模事業者おうえん資金(令和8年熊本地震分)

小規模企業者対象の融資制度です。制度内容や対象者については、問い合わせてください。

問合せ 市内取扱金融機関(ゆうちょ銀行を除く)
八代商工会議所 ☎32-6191
八代市商工会 ☎52-8111
熊本県信用保証協会八代支所 ☎33-2579

合併処理浄化槽の補助

下水道処理区域(予定区域を含む)、東陽町、泉町を除く市内全域において、令和8年熊本地震により合併浄化槽が損傷した人へ、補助があります。

- 申請前に工事を開始された場合は、補助を受けられないことがありますのでご注意ください。
 - 事前に点検業者に 既存浄化槽の点検を受けたうえで検討をお願いします。
 - 申請される方は、浄化槽設備士のいる設備業者にご相談ください。
- 詳しくは問い合わせください。

<申請期間> 令和9年1月末まで

問合せ 下水道総務課 ☎33-4147

ホテルなどへの避難

費用

宿泊費は、原則として公費負担となります。
※食費、宿泊税、入湯税などは、自己負担

移動

自身での移動手段の確保が難しい場合は、申込フォームの特記事項記入欄で相談ください。

期間

八代市の避難所が閉鎖されるまでの間で、各ホテルが受け入れ可能な期間



申込フォーム

問合せ 熊本県ホテル等避難コールセンター
☎0120-325-327 (9:30～17:30)
健康福祉政策課 ☎33-4003

被災住宅の被害拡大防止のための緊急修理

ブルーシートの展張などの緊急修理に対して支援を行います。

対象

10月27日(火)までに完了報告を行ったもの

問合せ 建設政策課 ☎33-4116

支援費用

上限56,400円
※すでに支払いが済んでいる修理への支援はできません。
必ず事前に相談ください。



公共料金などの減免措置

九州電力の電気料金など

電気料金の支払期日の延長など特別な措置があります。
最寄りの九電ネクスト営業所まで申し込みください。

問合せ 九州電力ホームページを参照ください。



NHK受信料

対象

半壊、半焼以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約

免除期間

7月から12月まで(6ヵ月間)
申請書類など詳しくは、問い合わせください。

問合せ NHK ふれあいセンター ☎0570-077-077
9:00～18:00 ※土・日・祝日も受付

